２０２５年１２月２２日

「ローマ字のつづり方」の改定に関する声明

カナモジカイ

政府は本日、内閣告示第４号をもって「ローマ字のつづり方」を告示し、あわせて内閣訓令第１号をもって「「ローマ字のつづり方」の実施について」を発令しました。今回の改定について、民間の日本語研究団体である当会の見解を下記のとおり表明いたします。

記

１　今回の改定に対する基本的評価

本日廃止された旧「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示第１号）では、二つの表によって三種類のつづり方が示されていましたが、今回の改定では、一つの表による一種類のつづり方へと統一されました。

長年にわたり学校教育や社会生活において混乱の要因となっていたつづり方の不統一が解消の方向へ向かったことは、大きな前進です。当会は、この一本化の決定を高く評価し、歓迎します。

２　今回の改定について懸念される事項

しかしながら、遺憾なことに、今回の告示の「添え書き」には、かえって混乱を助長しかねない事項が含まれています。当会は、以下の点について、実務上の配慮が不可欠であると考え、ここに問題提起するものです。

（１）長音の表記における二重基準について

今回の告示では、長音の表し方について、母音字の上に長音符号「¯」を付ける方法（例：Tōkyō）と現代仮名遣いに基づき母音字を並べる方法（例：Toukyou）の二つが併記され、いずれを優先すべきかが示されていません。このような曖昧な基準は、長音表記の不統一を招き、混乱を生じさせる恐れがあります。

そもそも、駅名表示、道路標識、旅券（パスポート）、国際的な観光ガイドブック等においては、母音字の上に長音符号を付ける、またはそれを省略する（例：Tokyo）方法が国内外で広く定着しています。一方、母音字を並べる方法は、これら既存の慣行と著しくカイ離しており、円滑な導入は難しいものと言わざるを得ません。

また、ローマ字表記は、主に日本語を母語とせず、仮名遣いの知識を持たない人々の利用を想定するべきものです。これらの人々にとって、母音字を並べる方法

は、「Tooyama（遠山)」「Touyama（当山)」のように、同一の発音に異なるつづりを強いるなど、平易さに欠けるものであり、この点からも採用されてはならないものです。

したがいまして、今後は、長音符号を用いるつづり方のみを使用するべきです。技術的制約によって長音符号を用いることができない場合には、「To^kyo^」のような代替表記で対応することが考えられます。

（２）促音の表記について

今回の告示では、促音（っ）のつづり方を「最初の子音字の重ね」に統一しており、これに従えば「倶知安」は「Kucchan」となります。しかし実社会では、「ch」の前の促音を「t」で表すつづり方（例：Kutchan）が国内外で既に広く用いられており、「国語」の枠を超えた事実上の国際標準として定着しています。したがいまして、既存の慣行の優先的使用を認めるべきであると考えます。

（３）姓名の表記における「当事者の意思の尊重」について

今回の告示では、個人の姓名をローマ字で表記する際には、当事者の意思を尊重するよう配慮するものとされていますが、この点については重大な懸念があります。

姓名のつづりを当事者の意思に委ねた場合、例えば、第三者が外国語の文章の中で日本人の姓名を記す際、本人に確認しなければ、正確な記述ができなくなります。しかし、個々人が用いているつづりを逐一確認することは、実務上は極めて困難です。これは、人名のデータベース検索や名簿管理などにおいても、致命的な支障を来す要因となります。

ローマ字で表記する場合であっても、姓名は社会的な識別子として、個人を一義的に同定できるものであるべきです。そのためには、読み仮名さえ分かれば誰が書いても同一のつづりとなる、一貫した表記法が不可欠です。

「Ohno」や「Coco」のような変則的なつづりが当事者のアイデンティティーとして尊重されるべきであることは論をまちませんが、これらは公的な姓名表記とは切り離し、通称、ペンネーム、芸名の類として位置づけるのが妥当であると考えます。

３　結び ── ローマ字表記の安定のために

以上の理由から、ローマ字使用者・関係者各位におかれましては、今回の改定の趣旨を尊重しつつも、「**慣行と相違するつづり方**（現代仮名遣いに基づく長音表記、「ch」の前で「c」を用いる促音表記)」及び「**変則的なつづり**（姓名)」を認める事項は、**運用上これらを適用しない**ものとし、真に「よりどころ」となり得る安定的な表記法の確立・実用に向けご尽力されることを切に要望いたします。

以上